

簡素で一元的な権利処理方策に係るこれまでの審議・ヒアリングでの 主な御意見とその対応について

※ 本資料は、これまでの審議やヒアリングを踏まえ、さらに審議をすべき主な論点とその考え方を示したもの。

1. 「意思表示」・「オプトアウト」について

▶ これまでの主な御意見

- ・権利者に新たに意思表示を求めるということであれば、十分な周知期間が必要。
- ・権利者の意思表示といっても著作物の種類によっては、多人数で創作されたり、権利者自身が相続などで非常に多岐にわたったりする等、一部の権利者の意思のみ分かっているとといったケースも多々ある。
- ・利用許諾に係る連絡先や権利の所在のみが示されていることもある。
- ・データベースを最大限活用し、探索はデータベース限りとするということがいいのではないか。
- ・UGCコンテンツの投稿サイトにおける利用条件等の記載等も活用すべき。
- ・現に意思表示がされているか否かのみではなくて、意思表示の機会が与えられたか否かということも重要。
- ・著作物の利用は多種多様であり、個別の具体的な利用方法が明らかでない利用の諾否が判断できない。また、利用の度に権利者に条件的合意を含む許諾を得て利用するものである。
- ・権利者が利用の諾否を判断するにあたっては、具体的な利用態様を申請者に確認した後、関係者との調整を行うことが必要であり、返答に時間を要するケースもある。
- ・商業的に流通している著作物について、著作権者が判明している場合に問い合わせに対して回答がない場合に利用できるというのは、権利者や出版社に過度な負担を求めるものであり既存ビジネスに悪影響がある。
- ・集中管理を望まない権利者がいたり、集中管理が進んでいない分野があったりする。このような事情に配慮した検討が必要。
- ・著作権者等の意思表示がない場合は本来拒絶の意思と判断すべき。また、許諾するつもりのない者にその旨の意思表示を強いることはできない。
- ・不本意な出来栄等、公にし難い理由によって、特定の作品の利用を止めたい場合は、その旨の意思表示そのものに問題を生じることがある。
- ・視覚芸術分野については、「意思表示」がされておらず、既存の権利者ビジネスに大きな影響を与えることが予想される。
- ・現行の裁定制度における「相当な努力」と同等の水準で、窓口組織または利用者が権利

者の探索及び意思を確認すべきである。

- ・著作権者の Web サイトや著作権者が制定したガイドライン等において包括的な意思表示を行うことによっても「意思表示」があるものとし、個別の問い合わせメール等を必須としないよう、実情に即した多様な意思表示の形態を柔軟に認めるべき。
- ・「返答がない」ことの判断やそれを判断する期間をどのように行うのか。
- ・ネットクリエイターの連絡先や連絡方法の実情にも配慮すべき。
- ・ライセンサーがライセンシーの意思表示を代理して行うことも可能とすべき。
- ・海外の著作権者への対応、海外における日本のコンテンツビジネスへの影響をどのように考えるか。
- ・二次利用されている著作物等、原典の確認ができない、原著作者による「意思表示」の有無が分からない著作物についてはどのように考えるか。
- ・集中管理等のカバー率が低い状況における対価還元の実現策の一つとして検討できる仕組みではないか。
- ・「意思表示」はされているが、アウトオブコマース作品や権利者不明等となっている著作物についてこの仕組みの対象とすることも必要ではないか。
- ・「意思表示」という用語については適切なものが他にあるか、検討が必要。
- ・オプトアウトは著作権者単位のみではなく著作物単位でもできるようにすべきである。
- ・必要な人には確実にオプトアウトの意思を表明してもらうことが重要。その際の本人確認にも留意が必要。
- ・個々の著作物についてのオプトアウトの状況をそのデータベースで管理していくことが適当。
- ・権利者にオプトアウトの手續履行を求める仕組みが無方式主義と抵触しないか否かについて、慎重な検討を要望する。

➤ 主な論点

- ・新しい権利処理の仕組みの対象外となるものは何か。また、その判断プロセスはどうあるべきか。
- ・オプトアウトの仕組みについて。

➤ 考え方

- これまでの議論において、新しい権利処理の仕組みの対象とならないものとされているのは次の通り。
 - ・集中管理されている著作物
 - ・著作物利用の条件や利用禁止等の利用の可否が明示されている著作物¹
- これに加え、利用の可否に係る明示はないものの著作権者等に係る情報がある場合には、把握できる全ての連絡先に連絡を試み、著作物等の利用の可否等に係る著作権

¹ 具体例は第5回の資料5を参照。

者の意思を確認する。この確認についての返答がある場合（交渉をしている場合を含む）は、新しい権利処理の対象とならない²。

この確認について、全ての著作物を対象とすることは、著作権者等に多大なコストを生じさせるため、利用の可否に係る明示がない場合についてのみ確認を求めることとしてはどうか。

- 上記を踏まえた判断プロセスとしては例えば次のようなものが考えられるか。
（新しい権利処理の仕組みの対象となるかどうかの判断プロセスイメージ）
- ① 集中管理されている → 対象外
 - ↓
 - ② 利用の可否等が明示されている → 対象外
 - ↓
 - ③—1 利用の可否等が明示されておらず著作権者等に係る情報のみがある場合は
連絡を試み確認。返答（交渉の意向等含む）がある → 対象外
 - ③—2 “ ”。返答がない → 対象
 - ↓
 - ④ 著作権者等に係る情報がない・連絡不能 → 対象

※著作物が二次利用されている場合、二次的著作物である場合については、その利用形態・利用場面のみで判断するのではなく、その著作物自体や原著物に意思表示がされているかどうかを可能な限り確認することが必要か。

- その他、本制度の適用について予め拒絶の意思を示している著作物（オプトアウト）については、新しい権利処理の仕組みの対象外とする。この時、著作物単位又は著作権者単位でのオプトアウトを可能とするなど、柔軟な仕組みとする。
- こうした柔軟なオプトアウトの仕組みは、本制度の適用に係る著作権者の意思を示すもので権利の発生に直接関わらないこと、オプトアウトの有無に関わらず、著作権者本人により権利が行使できること、また、仮に制度の対象となったとしても、権利者に及び得る不利益は軽微であることから、無方式主義³に直ちに反するものではないと考えられるか。なお、法第70条第4項においては、法第67条第1項の裁定をしてはならない場合として、「著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとし

² 具体例は第5回の資料5を参照。

³ ベルヌ条約第5条(2)に規定されており、ベルヌ同盟国は、権利の「享有や行使」について、登録、寄託、著作権の表示などの一切の方式（形式的要件）を不要としなければならないとするもの。なお、諸外国で導入されているいわゆる「拡大集中制度」では、基本的には外国著作物を除外しておらず、EU加盟国以外の国とも相互協定を結んでいる事例もある（ただし、ECLにおいて許諾が与えられるのは、国内の利用についてのみとされるのが通例である）（平成28年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書」）。

ていることが明らかであるとき」と規定しており、これと同様に著作権者の意思を尊重する仕組みを検討すべきであると考えられるか。

- また、著作物中に利用されている著作物や二次的著作物に利用されている原著作物に係る「意思表示」が的確になされるような普及・啓発も進めていくべきである。
- なお、「意思表示」との表現については、法制化にあたり適切な表現を検討することとする。

2. 「使用料相当額にあたる利用料」について

▶ これまでの主な御意見

- ・使用料相当額の正当性や決定に至るプロセスの公正性等に留意するとともに、権利者、利用者双方の負担が軽減される方向で検討を深めるべき。
- ・著作権等管理事業者が存在しない分野での判断の方法に留意すべき。
- ・音楽以外の分野では、コンテンツそのものや利用方法によって値付けや相場観、レギュレーションが異なるため、各分野の特性を考慮し、各分野の有識者、クリエイターを含む権利者から十分なヒアリングを行い、意見を反映すべき。
- ・通常の類型的利用ではない特殊又は新しい方法の利用の場合には、使用料相当額の設定にあたり、検討のために一定の時間を確保することが重要。
- ・使用料相当額の算定にあたり、現在の裁定制度でも協力をしているが、より利用が増える場合には、負担を考慮して相応の対価を用意すべき。
- ・暫定的な利用が認められる場合の金額が通常の使用料額よりも低廉に設定される状況が想定され、権利者が現れたときの支払いが通常の使用料額を下回ることはないように手当てが必要。
- ・使用料相当額の利用料は著作権者に帰するものであり、窓口組織の運営費にするのは不適當。
- ・一定期間経過後に権利者が現れた場合に備え、利用料の一部を基金として積み立てる方策も考えられるのではないか。
- ・窓口組織が収受した利用料は、一定期間経過後、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等、権利者・利用者に資する事業に支出することも有用。
- ・裁定制度のように未分配の補償金がある場合にそれに応じた割合を利用料として利用料を軽減するという考え方もあるが、本来他人の著作物を使用する際には対価を支払う必要がありそれに対応する利用料であることや、著作権関連事業に充てるということも考えられるので、通常の使用料の額に対応した額にすることが妥当ではないか。

➤ **主な論点**

- ・権利者・利用者双方の負担の軽減に配慮した「使用料相当額にあたる利用料」の公正な算定について。
- ・利用料の権利者への支払方法及びその他の活用方策について。

➤ **考え方**

- 「使用料相当額にあたる利用料」については、利用者による著作物の利用形態に応じた業界等における一般的な使用料等の相場を踏まえ、利用に係る権利者の経済的損失の補填となるものとするのが重要である。このため、利用料の算定にあたっては、著作権等管理事業者等や関連団体の協力を得て権利者の不利益とならないようにするとともに、利用者側の意見を取り入れることで、適正な金額となるようにすべきと考えられる。

また、「暫定的な利用」は著作権者からの申出・意思表示があるまでの間の利用であるが、その間の利用について権利者の不利益の程度には特段の差異は生じないことから「暫定的な利用」という性質のみをもって低廉な利用料になることは想定されないか。

- さらに、その公正性の確保の観点から、利用料の算定について、文化庁長官の関与も検討してはどうか。その際、現行の裁定制度における補償金額の決定に関して指摘されている手続の繁雑さ等を解消する工夫が必要である。
- この利用料は、窓口組織による公告等に応じ申出を行った権利者に対して、適正な額を支払うことが原則となる。
一方で、窓口組織が収受した利用料のうち、著作権者等が現れずに支払うことができないものについては、権利者不明等著作物を未然に防ぐ観点から、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等に活用することを可能としてはどうか。また、いわゆる「クレーム基金（一定期間経過後の利用料の一部を基金として積み立てる方策）」のような運用を行うことも考えられるか。
- 持続可能な制度とする必要があることや応益負担の観点から、利用者には、利用料とは別途、一定の手数料負担を求めることとしてはどうか。

3. 「暫定的な利用（仮称）」、「暫定的ではない本利用」について

➤ **これまでの主な御意見**

- ・裁定申請よりも手続が緩やかな暫定的利用について権利者からの申出・意思表示後も利用継続を認めることは、継続利用の可否は権利者の意向を尊重する観点から困難。
- ・新しい権利処理の仕組みの条件が緩やかであると裁定制度が形骸化する。権利者不明の

著作物については、原則として裁定制度を利用することを要望。

- ・窓口組織による公告が行われた後、一定程度の著作権者からの意思表示を求める期間を設け、その期間中は暫定的な利用を行えないようにすることを希望する。
- ・裁定の運用改善で対応すべき。
- ・暫定的な利用のみではビジネス利用の場合の実用性に欠けるため、本利用への切替えができることが望ましい。

➤ 主な論点

- ・「暫定的な利用（仮称）」の仕組みについて。
- ・現行裁定制度との関係について。
- ・著作権者からの「意思表示」を求める期間を設けることや制度施行までの周知・普及・啓発について。

➤ 考え方

- 「暫定的な利用（仮称）」は、著作物の利用について、窓口組織への利用申込と使用料相当額に当たる利用料の支払を行い、窓口組織による公告が行われた後から著作権者等からの申出・意思表示があるまでの間の利用を可能とするもの。
- 「暫定的な利用」は、利用者・窓口組織による著作権者探索等の要件確認や利用料の支払等を経て適正な利用がなされるような仕組みとし、安易に利用が行われることのないような仕組みとするべきである。
このため、①の通り、集中管理されている著作物等や、②利用の可否等が明示されている著作物は今般の新しい権利処理の仕組みの対象とならず、また、③可否等が明示されていない著作物については連絡を試みることであり、「暫定的な利用」の前に「公告」を設けることまでは要さないか。
- 著作権者等からの申出・意思表示があってから一定期間の利用の継続について、著作権者の意向等やその利用形態等に鑑み、一定の場合にはすぐに停止を求めることができるような工夫も考えられるか。
- 現行裁定制度については、これまで利用円滑化のための改善を重ねてきており、その利用状況も増えてきているものの、第5回法制度小委員会資料3のように、その改善や新しい仕組みに期待する声もあることから、著作権分科会の昨年12月の中間まとめの方針を維持し、裁定制度それ自体の改善に加え、簡素で一元的な権利処理方策の検討を行うこととしている。
なお、簡素で一元的な権利処理方策と現行裁定制度については、これまでの議論においても、その対象となる著作物等の違いや利用料・補償金の算定プロセスの違いなどがあることから、引き続き両者の制度的差異を踏まえながら検討を行う必要がある。例え

ば、新しい権利処理による「暫定的な利用」と現行裁定制度による「本利用」の組み合わせなども考えられるか。

- 著作権者の「意思」を尊重した今般の仕組みには、著作権者等が十分な制度の理解と時間的余裕をもって、その「意思表示」の機会を担保する必要があることから、制度の施行までの時間を十分に確保するとともに、その間、関係団体のみならず、個々のクリエイターも見据えた普及・啓発を行うべきである。

4. 「窓口組織の役割」について

➤ これまでの主な御意見

- ・ 窓口組織が独立して経済的に運営できるか。
- ・ 既存の集中管理団体や権利者団体等の関係団体と窓口組織との関係が整理される必要がある。
- ・ 窓口組織が介在することで、利用者にとって利用コストが上昇することにならないか懸念。
- ・ どの程度の分野を包含した制度構築を目指すのか、本制度を必要とする分野に関して窓口組織を組成するのが望ましい。
- ・ 拡大集中許諾における集中管理団体と実質的には同じであり、反対。
- ・ 知見を有し個別の相談や申請に対して適切な対応ができる人材を確保する必要がある。
- ・ 民間団体の負担や民間団体による運営は困難であり、社会全体に寄与するものであるため公的な支援も検討すべき。

➤ 主な論点

- ・ 窓口組織の在り方、業務、公的支援について。
- ・ 窓口組織と他の団体との関係について。

➤ 考え方

- 著作権分科会の昨年 12 月の中間まとめにあるように、著作物の適法利用の円滑化を図るため、窓口組織を設け、新しい権利処理に係る手続を一元化することを目指す必要がある。窓口組織は、著作物の利用に係る相談、データベース等を活用した著作権者等又は著作権等管理事業者の探索・案内、新しい権利処理の手続の執行を担う。
これにより、新しい権利処理の仕組みの適正な運用が期待できる。
- 同中間まとめでは、窓口組織には一定の管理運営コストが生じると考えられることから、それを最小限にする工夫や、受益者である利用者からの一定の負担等、持続可能な仕組みとすることが求められる、とされている。

- これも踏まえ、新しい権利処理の手続の執行にあたり、新しい権利処理の仕組みは、権利者不明等や「意思表示」がされていない場合など、個別に許諾をとることができない場合を想定しており、従前の権利制限に対応する補償金の指定管理団体が担っている補償金分配業務と異なり、窓口組織において、その利用料の支払・分配のための探索は行わない。
- 窓口組織は、新しい権利処理の仕組みの利用料を収受し、著作権者等が著作物等の利用状況を把握して申出をできるよう公告を行い、著作権者からの申出に基づき予め収受した利用料の支払いを行う。
- 既存の集中管理事業者等の関係については、利用前の著作権者等の探索・集中管理の有無の把握や利用料の算定にあたって、著作権等管理事業者等や関連団体の協力を得ることが想定される。現行の裁定制度の運用においては、各著作権等管理事業者や関係団体による協力については無償となっているが、この点について、各団体の要望を踏まえた対応をとることが可能か。
- その他、利用料の算定等については、上記2. 参照。

5. 「データベースの構築」について

➤ これまでの主な御意見

- ・分野横断権利情報データベースには著作権等管理事業者の情報が集約される見込みだが、集中管理の状況を考えるとすべての著作物が網羅できるわけではなく、データベースの充実も併せて必要。
- ・データベースの仕組み、維持管理の方法等を明確にすべき。
- ・データベースの構築には賛成だが、文化庁において分野間のとりまとめと費用の支援を望む。データベースの構築と運営を関係の企業や権利者団体にゆだねられても応じるのは難しい。
- ・ユーザー投稿型プラットフォームとの連携の仕組みを構築すべき。
- ・個々の著作物についてのオプトアウトの状況をそのデータベースで管理していくことが適当。【再掲】
- ・すべての著作物がデータベースに登録されることは考えられないため、分野横断データベースでは権利者が発覚しない著作物等の権利者を探索する手法を十分に検討し、意思確認のフローを適切に策定すべき。
- ・実演家については団体との委任関係、実演家の状況の変更によりデータベースの維持管理が難しく、新たなデータベースの維持管理作業が既存のデータベースの維持管理作業

と重畳して行われると利用者に正確な情報が届かなくなる可能性がある。

- ・他人の著作物の無断登録や、原作者の許諾を得ずに制作・頒布された二次的著作物等の登録ができないようにしてほしい。
- ・著作者の匿名性を十分に担保できることも重要。
- ・それぞれの分野の著作物の集中管理状況を進めていく必要がある。
- ・現行サービスの実情を踏まえ、既存ビジネスを阻害しないようにすべき。

➤ 主な論点

- ・データベースの在り方

➤ 考え方

- データベースの在り方については、著作権分科会の昨年 12 月の中間まとめ参照。
- 現在、データベースの構築に関しては、「分野横断権利情報データベースに関する研究会」において技術面も含む議論を行っており、今般各団体からいただいた御意見も参考にしつつ、年内に一定の方向性を報告予定。（基本政策小委員会第 1 回資料 2 - 3 参照）

6. 「翻案等を伴う利用」について

➤ これまでの主な御意見

- ・同一性保持権については、その内容を改めて検討したり、明文の規定を置いたりすることは難しい問題が生じるため、現行規定にある「やむを得ない改変」も踏まえた検討をすべき。
- ・翻案等の改変を伴う利用について、従来から日本の裁定制度の有利な点は、二次的著作物の作成利用についても文化庁長官が裁定を出せるということであり、これは今回の新しい制度でもできるようにすべき。同一性保持権との関係は問題になるが、著作権法では、権利制限規定にしても裁定制度にしても、著作者人格権は別問題と考えてきた。
- ・翻案を伴わない利用というのは非常に利用の態様が制限される。二次創作は日本のコンテンツの強みであり、ニーズも多い。十分なオプトアウト、あるいは意思表示の機会を保障した上で、人格権も含めて柔軟な運用を認めていくことが良い。
- ・著作権者の意思が確認できない利用については、同一性保持権にも十分な留意が必要であり、「柔軟な運用」という考えを取り入れることには反対。
- ・翻案等を伴う利用については、限定された範囲に限るべき。
- ・著作権法第 61 条第 2 項で特掲がない限り留保されていることと比較してバランスを欠くのではないか。単純利用よりも高い要件を付すべき。
- ・二次的著作物の著作権者が新しい権利処理の仕組みを活用する意思表示をしている場

合でも、原作者が新しい権利処理の仕組みを活用しない意思表示をしている場合に、二次的著作物の著作権者の意思表示のみによって利用可能とされないような制度設計について十分な検討が必要。

- ・権利者が望まない目的でコンテンツが利用されて出回るというような悪用リスクも踏まえて慎重に判断すべき。

➤ 主な論点

- ・翻案等を伴う利用を可能とすることについて

➤ 考え方

- 同一性保持権については、昨年度の審議においても、人格権に関して例えばベルヌ基準まで近づけるような運用を考えることといった意見や人格権について検討を始めるよりも喫緊の課題に応じた検討を優先すべきといった意見、著作権法では現行の権利制限規定や裁定制度にしても、著作者人格権は別問題と考えられてきた、といった御意見もあり、現行規定にある「やむを得ない改変」といった点も踏まえた柔軟な解釈・運用が望ましい、と整理してきたところ。
- これまでの議論を踏まえ、翻案等を伴う利用の必要性は高いと考えられるため、利用を可能とする方向で検討してはどうか。ただし、その際、ヒアリング等で意見のあった、同一性保持権の尊重や、制度の悪用リスクを回避するための工夫は考えられるか。
- なお、現行裁定制度では、翻案等の利用も可能となっているが、その「裁定の手引き」においては、「(著作物)の一部を切り抜いたり、修正したりして利用することは、著作者人格権(同一性保持権)等を侵害するおそれがあります。(略)著作物や実演については、著作者人格権や実演家人格権が存在します。裁定を受けたとしても、著作者人格権等を侵害する行為が認められるわけではないので御注意ください。」と著作者人格権への配慮を行うこととされており、今般の仕組みにおいても、著作者人格権への配慮を示すこととしてはどうか。また、制度の運用に向けた留意点を示していくこととしてはどうか。

7. 「遡及効」について

➤ これまでの主な御意見

- ・遡及効を入れないとほとんど意味の無い制度となる。
- ・仮に遡及効を設けるのであれば、著作権者の不利益にならないように猶予期間を設ける必要がある。
- ・早急な導入には疑問があり、データベース構築や意思表示の有無の判断、公告手続の実

効性の確保等の課題や窓口組織の運営の実態を判断しながら段階的な導入を目指すべき。

➤ **主な論点**

- ・ 遡及効を認めるに当たっての留意点について。

➤ **考え方**

- 法施行までに十分な周知期間を設け、クリエイターへの周知を行うこととしてはどうか。
- 「意思表示」についてなるべく広く柔軟に判定を行うこととし、著作物の利用可否等に係る著作権者の意向が明記されていなくとも、著作権者等のみが判明している場合には、まず当該著作権者等への連絡・意思確認を試みるといった方策と組み合わせることで、権利者の不利益をできる限り減らすこととすべきか。

(以上)